資料８－１

総務省

ICTサービスの利用環境を巡る諸問題について（案）

～不適正利用対策をめぐる環境変化と新たな対策について～

令和７年５月９日

総合通信基盤局

今後の検討スケジュール

	ICTサービスの利用環境の整備に関する研究会（親会）	不適正利用対策に関するワーキンググループ
1月	1月22日 ➢ ICTサービスの不適正利用への対処等について -論点提示	当面の活動
2月～5月	通信ログ保存の在り方の検討については、専門的に議論し、親会へ報告 ー3月26日、27日 ー4月11日、14日、18日	4月21日(済) ➢ (1)携帯電話本人確認のルール （事業者ヒアリング　有） 5月9日 ➢ (2)特殊詐欺、闇バイト等対策 （事業者ヒアリング　有） 5月16日 ➢ 携帯電話本人確認のルール
6月	6月下旬 ➢ WG中間整理案 ➢ 通信ログ保存の在り方	6月6日 ➢ 論点整理 6月中旬 ➢ WG中間整理案
7月～	7月 ➢ とりまとめ	

当面の検討事項　論点再編成

論　点
①SMS闇バイト募集
②SIM不正転売
③スプーフィング
④海外番号の悪用
⑤法人在籍確認
⑥依拠
（⑦通信ログ保存）
⑧特殊詐欺対策
⑨追加回線
⑩上限契約台数
⑪データSIM

再整理

論　点	
(1)携帯電話本人確認のルール	・携帯電話本人確認について、**より実効的なルール作りが可能か。** 【②、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪】
(2)特殊詐欺、闇バイト等対策	・特殊詐欺や闇バイト対策等の犯罪抑止のため、既存の取組も踏まえ、**有効な対策が取りうるか。** ○固定・携帯電話 【③、④、⑧の内電話関係】 ○SMS・メール対策 【①、⑧の内SMS、メール関係】

【4/21不適正WG第7回資料】 親会(1/22)後の環境変化①

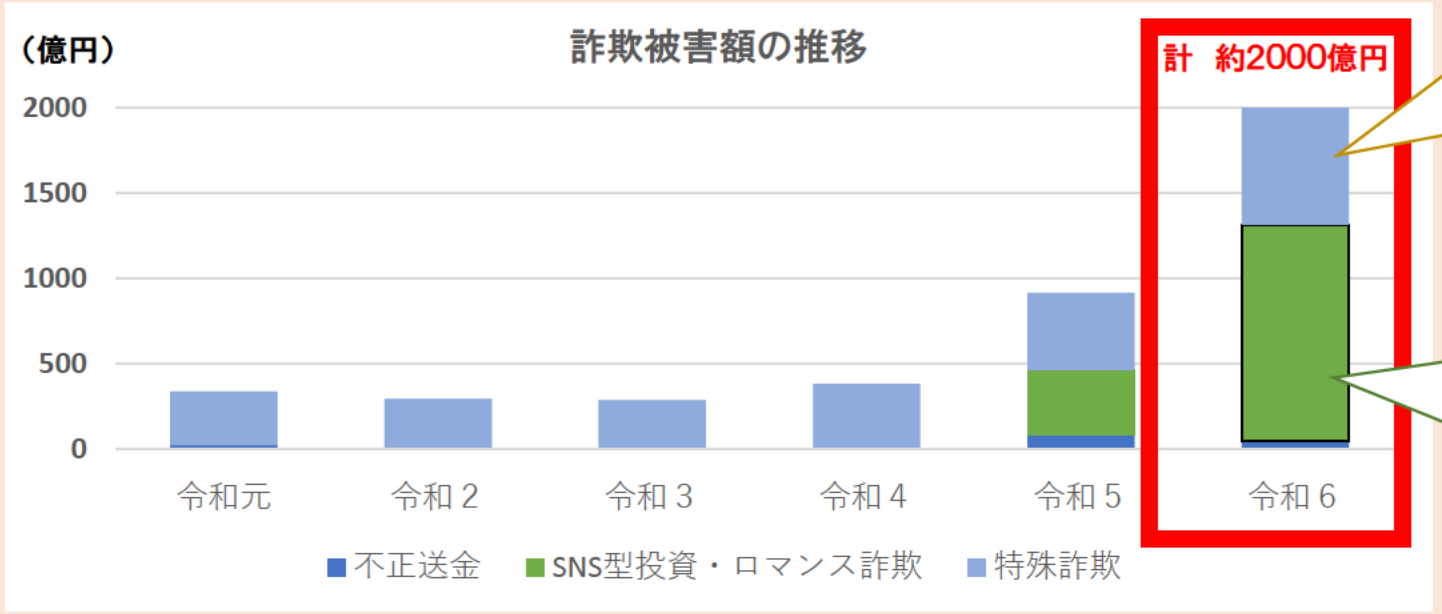

特殊詐欺
722億円（前年比60%増）
- 件数：　20987件
- 被害：　高齢者、振込み型
- 手段：　電話が8割

SNS型投資・ロマンス詐欺
1268億円（前年比3倍弱）
- 件数：　10164件
- 被害：　40代～70代
- 手段：　SNSからLINEに移行

特殊詐欺における電話対策の必要性

特殊詐欺に利用された番号（R6）

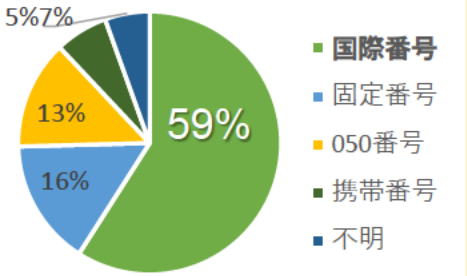

被害者の電話（R6）

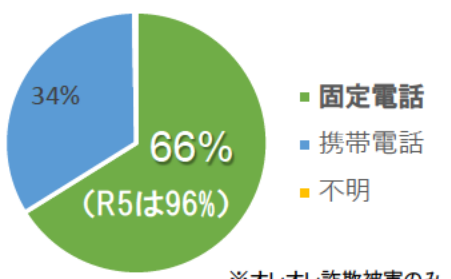

※オレオレ詐欺被害のみ

特殊詐欺の欺罔手段

接触方法（特殊詐欺全体）				
合計	**20,987**	**(**	**100%**	**)**
電話	**16,599**	**(**	**79%**	**)**
固定電話	12,328	(	59%	)
携帯電話	4,239	(	20%	)
不明	32	(	0.2%	)
メールメッセージ等	**2,037**	**(**	**10%**	**)**
SMS	642	(	3.1%	)
SNS	1,278	(	6.1%	)
その他	117	(	0.6%	)
ポップアップ表示	**1,858**	**(**	**8.9%**	**)**
サポート名目	1,542	(	7.3%	)
サイト利用料名目	135	(	0.6%	)
その他	181	(	0.9%	)
その他	**493**	**(**	**2.3%**	**)**

※警察庁資料抜粋

「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」における主な施策

犯罪対策閣僚会議決定
（令和7年4月22日）

1 SNS型投資・ロマンス詐欺対策 ／ 2 特殊詐欺対策

（1） 犯行準備段階への対策

○ 携帯電話不正利用防止法上、契約時における本人確認が義務付けられていないデータ通信専用SIMについて、悪用実態を踏まえ、電気通信事業者に対して契約時における実効性のある本人確認の実施を働き掛けるとともに、契約時の本人確認の義務付けを含め検討。

○ 犯罪実行者募集情報の削除等の取組を促進するほか、犯罪グループの人的基盤となり得る非行集団等からの少年の離脱に向けた取組等犯罪への加担を防止するための取組を推進。

（2） 着手段階への対策

○ 詐欺に誘引するダイレクトメッセージ等が被害者等の端末に届く前にフィルターする取組や利用者が詐欺に誘因するダイレクトメッセージ等を受信した際に警告表示を行う取組を推進。

○ 契約変更等の機会も活用しながら、国際電話サービスを利用しない設定があることを一層強く国民に周知。また、将来的には、国際電話サービスを利用しない者に対する優遇措置等、国際電話を必要としない人への利用休止を促すような効果的な対策の導入を検討。

○ 迷惑電話、迷惑SMS等の受信を防止又は受信した際の警告を行う有料のサービスについて、事業者に対し、無償化を含めた効果的な措置を要請するとともに、被害防止機能向上のためより効果的な方策を検討し、その普及や有効性の向上を図る。

○ 発信者番号の表示が官公庁等の電話番号に偽装されている手口について、国民に注意喚起を実施するとともに、関係事業者と連携して効果的な対策を検討し、速やかに実施。

（3） 欺罔段階への対策

○ 変化する欺罔の手口について、迅速・的確にその特徴や被害者層、具体的に講じるべき対策等を明らかにした上で、訴求対象・訴求内容と合致する広報啓発の手段を選定するなど、効果的な広報啓発を実施。

（4） 金銭等の交付段階への対策

○ インターネットバンキングの初期利用限度額の適切な設定、インターネットバンキングの申込みがあった際や利用限度額引上げ時の利用者への確認や注意喚起等の取組を推進。

○ 預金取扱金融機関や暗号資産交換業者によるモニタリングの強化や、暗号資産交換業者への不正送金防止に係る取組を推進。

○ 預金取扱金融機関間において不正利用口座に係る情報を共有しつつ、速やかに口座凍結を行うことが可能となる枠組みの創設について検討。預金取扱金融機関と暗号資産交換業者における情報連携・被害拡大防止に係る取組を推進。

○ 犯罪者グループの上位被疑者の検挙、犯罪収益の剥奪等を図るとともに、口座の悪用を牽制するため、捜査機関等が管理する架空名義口座を利用した新たな捜査手法や関係法令の改正を早急に検討。

（5） 犯行後の捜査段階における対策

○ 匿名性の高い通信アプリをはじめとする犯罪に悪用される通信アプリ等について、被疑者間の通信内容や登録者情報等を迅速に把握するために効果的と考えられる手法について、諸外国における取組を参考にしつつ、技術的アプローチや新たな法制度導入の可能性も含めて検討。

○ 通信履歴の保存の在り方について、電気通信事業における個人情報等保護に関するガイドライン改正や保存義務付けを含め検討。

○ 仮装身分捜査を、令和７年１月に制定した実施要領に基づき適正に実施し、詐欺や強盗等の犯人の検挙、被害の抑止を推進。

「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」における主な施策

犯罪対策閣僚会議決定
（令和7年4月22日）

3 ID・パスワード等の窃取・不正利用対策

（1） フィッシングサイトへの対策

○ フィッシングサイト判定の高度化・効率化のために生成AIを活用し、閲覧防止措置や警告表示による対策の効率化を図るなど、フィッシングサイトへの対策を推進。

（2）・(3) ID・パスワードやクレジットカード情報の不正入手・利用対策

○ 悪用のおそれのあるクレジットカード情報を国際ブランド各社に提供する枠組みを活用するほか、ECサイトの脆弱性を悪用したクレジットカード情報窃取対策の実施について、カード会社がEC事業者に対して適切に指導を行うよう監督。

○ なりすましメールの対象となる事業者に対し、関係省庁が連携し、メールのなりすまし防止技術（DMARC）の導入推進のため、必要に応じたフォローアップや受信拒否を要求するポリシーでの運用の働き掛けを実施。

（4） マネー・ローンダリングや現金化への対策

預金取扱金融機関等によるモニタリングの強化、EC加盟店等との情報連携等(1･2(4)等再掲)

（5） 犯行後の捜査段階における対策

○ インターネットバンキングに係る不正送金等の実行時に、一般家庭からのアクセスに偽装するための踏み台として家庭用インターネット通信機器が悪用されていることから、その実態を調査・分析し、悪用実態を踏まえた対策を実施。

4 治安基盤の強化等

○ 犯罪グループの首謀者等の検挙、警察・検察におけるサイバー人材の育成の更なる推進、警察庁・都道府県警察間の連携強化等のため、態勢の充実強化を推進。

○ スマートフォン端末等の解析能力の強化、捜査に必要な情報収集の効率化のため、警察・検察の装備資機材の充実強化を推進。

○ 外国機関と連携し、詐欺等対策や邦人保護の取組のほか、情報技術解析の高度化を推進。

○ 地方創生の交付金を活用した防犯カメラの設置等地域防犯力の強化に資する取組への支援を行うなど、防犯対策の強化を推進。

○ 詐欺等のほか、組織的な窃盗や強盗、違法・悪質なホストクラブ営業やスカウト行為、薬物密売、オンラインカジノ等多岐にわたる資金獲得活動に着目した取締り等を推進し、匿名・流動型犯罪グループの資金源への対策を推進。

○　総務省では、令和7年4月23日に、TCA（(一社)電気通信事業者協会）に対して、固定・携帯電話、SMS及びメールを悪用した特殊詐欺等に対する対応に関して、要請を発出。

1　固定電話への国際電話サービスを悪用した詐欺等への対策

　新規、移転、切り替え時の契約変更時等の機会を捉えて、国際電話サービスを悪用した詐欺の可能性を説明し、契約の必要性の確認をすることや、国際電話サービスを利用しない者に対する優遇措置等、国際電話を真に必要としない人に対して利用休止を促すような効果的な措置を検討すること。

　また、国際電話不取扱センターの体制強化を通じた国際電話サービスを休止する体制の整備、キャパシティ向上を見据えた運用改善等を検討すること。

2　携帯電話への電話サービスを悪用した詐欺等への対策

　詐欺に誘引する電話について、国際電話発の詐欺電話を含む被害の未然防止に向けて、利用者に提供する迷惑電話対策サービスの無償化を含むより効果的な措置を検討すること。

3　SMS、電子メールサービスを悪用した詐欺等への対策

　詐欺に誘引するSMS、電子メールについて、被害の未然防止に向けて、利用者に提供する迷惑SMS、迷惑メール対策サービスの無償化を含むより効果的な措置を検討すること。

4　注意喚起・周知活動

　固定・携帯電話、SMS及び電子メールの利用者に対して、詐欺に巻き込まれる危険性について、効果的な注意喚起や周知活動を行うこと。

国際電話不取扱センターの申込の流れと課題

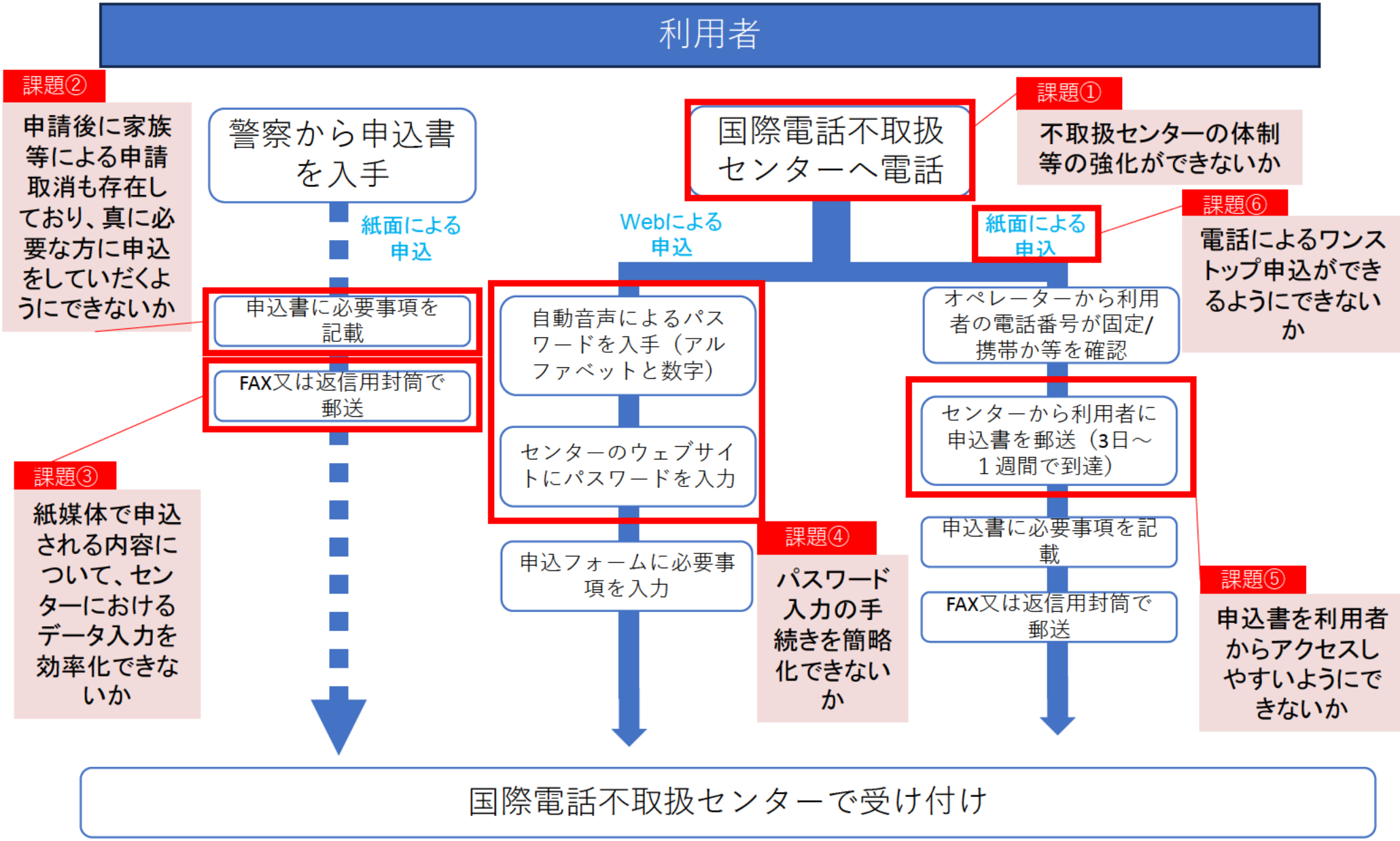

本日ご議論いただきたい点 （特殊詐欺、闇バイト等対策）

課題1

● **特殊詐欺、闇バイト等対策（固定・携帯電話対策）**

・国際電話番号からの特殊詐欺が増加しているところ、固定電話向けの電話について、以下の観点等を含め、どのような対策が取りうるのか。また、携帯電話の迷惑電話被害防止に向けて、どのような対策が取りうるのか。

①国際不取扱センターの体制強化、キャパシティ向上、運用改善等
②新規・切替等の顧客に対する利用休止申請に係る周知対応
③国際電話を使用しない顧客に対する効果的な措置

課題2

● **特殊詐欺、闇バイト等対策（SMS・メール対策）**

・昨年末より、一部キャリアの回線で、ユーザー宛てに闇バイトを募集するSMSが届いていたが、現在は闇バイト募集に係るSMSの申告件数は、減少。

・このほか、携帯電話利用者における詐欺被害の増加があるところ、迷惑SMS、迷惑メール等に伴う被害防止に向けて、どのような対策が取りうるのか。

課題3

● **既存番号へのスプーフィング（なりすまし）**

・携帯・固定電話のディスプレイの表示を警察署の番号にするなど、電話番号を偽装するケースが報告されている。

通信事業者と連携して効果的な対策を検討し、できるところから実施中。国民に対して電話番号を偽装する手口に関しての更なる注意喚起を推進してはどうか。また、電話番号を偽装する手口について、引き続き検討を行ってはどうか。

課題4

● **海外電話番号による詐欺電話**

• 海外電話番号が、簡単にアプリで取得可能なところ、使い捨て可能な番号として、詐欺のツールとして使われうる状況。

国民に対して国際電話発の詐欺電話に関する注意喚起の推進してはどうか。また、引き続き実態把握を行ってはどうか。

（2） 着手段階への対策

ア 詐欺電話の防止等に係る取組

（ｱ） 国際電話サービスを悪用した詐欺等への対策

総合対策において、犯人からの電話を直接受けないための対策として国際電話不取扱受付センターにおける利用休止申込みを促進してきたところ、依然として国際電話番号が悪用されることが多く、契約者全体に国際電話利用休止について周知する必要があることから、国際電話サービスの休止について政府広報とも連携して一層強く国民に周知するとともに、固定電話の移転、切替え時をはじめとした契約変更等の機会に、国際電話を悪用した詐欺被害に遭う可能性があることを説明し、真に必要な者に限って国際電話サービスを利用できるようにする。

また、将来的には、こうした予防措置を推進する観点から、国際電話サービスを利用しない者に対する優遇措置等、国際電話を真に必要としない人に対して利用休止を促すような効果的な対策の導入についての検討や国際電話をブロックする機能についてのニーズ調査の分析を実施する。

さらに、積極的な広報等により、今後国際電話の利用休止申込み件数が増加することが見込まれるため、国際電話不取扱受付センターの申請受付体制の更なる拡充を要請するとともに、総務省において、国際電話の悪用を含む詐欺電話への対策に関する相談受付体制を整備する。

（ｲ） 詐欺電話を遮断するサービスに係る支援措置等

総合対策において、犯人からの電話を直接受けないための対策として、通信事業者による70歳以上の固定電話契約者等に対するサービスの無償化を含む発信者番号表示サービス等の普及等を推進してきたところ、被害傾向の変化に伴い、高齢者以外の層が携帯電話への架電を受けて被害に合うケースも増加している。これまで一部の関係事業者において迷惑電話等の受信を防止又は受信した際の警告等を行うサービスを有料で提供しているところ、事業者に対し、幅広い利用者層への普及等のため、無償化を含めた効果的な措置を要請するとともに、被害防止機能向上のためのより効果的な方策を検討し、その普及や有効性の向上を図る。

また、固定電話については、国際電話不取扱受付センターにおいて利用休止の申込みを受け付けているところ、携帯電話への国際電話を悪用した詐欺も増加していることから、携帯電話についても、通信網上での受信防止措置も含めて国際電話を悪用した詐欺電話への対策を検討する。

また、総合対策において、犯人からの電話を直接受けないための対策として、公益財団法人全国防犯協会連合会と連携し、「優良防犯電話推奨事業」による機器の普及促進を推進してきたところ、引き続き、同事業による機器の普及促進を推進する。

（ｳ） 悪質な電話転送サービス事業者等の排除に向けた取組

総合対策を踏まえ、犯行に利用された固定電話番号等の利用停止や、新規番号の提供拒否、在庫番号の一括利用停止等の従来の対策を実施している。

また、令和6年6月から情報通信審議会電気通信事業政策部会の下で電気通信番号の犯罪利用対策に関するWGを開催し、電気通信番号制度の見直し（電気通信番号使用計画の認定に係る欠格事由への詐欺犯の追加等）について検討を重ね、同年11月に最終答申が取りまとめられた。同答申の内容を踏まえ、令和7年度に関係法令の改正作業や事業者への働き掛けを行う。

（ｴ） 発信者番号偽装への対策

発信者番号の表示が官公庁等の電話番号に偽装され、特殊詐欺等の犯罪に悪用されている事例が存在することから、関係事業者と連携して効果的な対策を検討し、速やかに実施する。

また、国民に対して電話番号を偽装する手口に関しての注意喚起を行う。

イ　詐欺メール、詐欺SMSによる被害防止等のための取組

（ｱ） 詐欺メール、詐欺SMS等の送信防止・遮断措置

総合対策において、通信事業者によるメールやSMSフィルタリングの活用の拡大等を行ってきたところ、詐欺に誘引するSMSや電子メールについて悪用の実態が認められることから、ネットワーク上でこれらが利用者の端末に届くことを防止する対策を含めた取組を推進し、被害防止に資する取組の実施が困難であれば実効性のある制度整備等を検討する。

また、一部の関係事業者において、迷惑SMS等を利用者の端末が受信した際に警告等を行うサービスを提供しているものについて、幅広い利用者層への普及等のため、無償化を含めた効果的な措置を要請するとともに、被害防止機能向上のための方策を検討し、その普及や有効性の向上を図る。

（ｲ） 送信ドメイン認証技術（DMARC等）への更なる対応促進

総合対策を踏まえ、総務省及び警察庁が連名で、金融機関、EC事業者、物流事業者等の事業を所管する省庁に対して、送信ドメイン認証技術（DMARC等）の周知を要請し、同要請を踏まえ、関係省庁から所管する事業者等への各種要請等を行っているところであるが、例えば、令和6年中のインターネットバンキングに係る不正送金事犯の手口をみると、フィッシングサイト等に誘導する手口のうち約58パーセントが電子メールであるなど、詐欺等にドメイン名のなりすましが用いられていることから、その対策を更に推進する必要がある。引き続き、利用者にフィッシングメールが届かない環境を整備するため、インターネットサービスプロバイダー等のメール受信側事業者や、金融機関、EC事業者、物流事業者、行政機関等のメール送信側事業者等に対して、導入状況も踏まえ、送信ドメイン認証技術（DMARC等）の導入推進を継続して実施するとともに、送信側事業者等に対してなりすましメールの受信拒否を要求するポリシーでの運用を検討するよう働き掛ける。また、関係省庁等が連携し、なりすましの対象となる事業者等に対して、必要に応じて、DMARC等の導入状況等を確認するなどのフォローアップを行う。